

国住政104号
国住生799号
国住指第4716号
平成28年4月1日

日本建築士連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅企画官

住宅生産課長

建築指導課長

「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく固定資産税減額証明書について」の一部改正について

今般、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置の延長が行われたところです。これを踏まえ、本通知を別添新旧のとおり改正することにしましたので、固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者が市町村に提出する証明書（要件を満たす耐震改修が行われたことについて地方公共団体の長、建築士等が証明する書類）に関して、別添新旧の内容について十分ご留意していただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、貴団体会員に対しても本通知を周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。